

日本国国土交通省とアラブ首長国連邦経済省との間の
観光分野における協力覚書

本協力覚書は、日本国国土交通省とアラブ首長国連邦経済省（以下、総称して「両参加者」といい、個別に「参加者」という。）との間で作成される。

二国間協力の促進及び両国間に存在する友好の絆の強化に対する両参加者の意欲を認識し、

経済発展、雇用創出及び相互の利益における観光部門の重要性を対等な立場で理解し、

観光分野における協力を強化、深化及び拡大する必要性を強調し、

観光が両国において不可欠な要素であること並びに両国国民の知識の拡充及び相互理解における観光の一層の重要性を認識し、

観光におけるパートナーとしての両参加者の重要性及び主な送客市場としての両国の重要性を考慮し、

2022年の日本国及びアラブ首長国連邦の外交関係樹立50周年を契機として、

両参加者は、以下の見解を共有する。

1. 両参加者は、本覚書に基づいて以下の分野における協力の促進に取り組む。
 - a) 両国間の観光交流の拡大及び相互の観光客の流れの活発化の促進
 - b) 知見の共有並びに観光関連の情報及びデータ（統計を含む。）の交換
 - c) 観光に関する利害関係者（ホテル業者及び旅行業者を含む。）間の協力の促進
 - d) 人材育成における協力の促進
 - e) 双方向型の旅行を促進するための旅行業者、メディア及びオピニオンメーカーの相互訪問
 - f) 販売促進、マーケティング並びに観光目的地の開発及び運営に関する経験の共有
 - g) 双方の国における旅行見本市又は展示会への参加
 - h) 観光客の安心及び安全性の促進
 - i) 持続可能な観光の開発
2. 両参加者の見解を交換し、協力促進のためのロードマップを策定し、及び本覚書の実施について見直すため、両参加者は、本覚書の枠組みの範囲内で共同作業部会を設置することができる。
3. 1に言及された協力活動から生じた、又はそれに関連して参加者に課された費用及び経費は、書面で相互に決定した場合を除き、それぞれの参加者が負う。

4. 両参加者は、本覚書の解釈、適用及び実施に関する紛争について、他の機関の介入又は国際的な仲裁なしに両参加者間の相互の協議及び交渉を通じて解決するよう努める。
5. 本覚書は、国際法の規定に基づきいかなる法的な権利又は義務も生じさせない。
6. 本覚書は、両参加者の双方が署名を行った日に開始する。
7. 本覚書は 5 年間継続する。その後、参加者のいずれか一方が少なくとも 3 か月前に他方の参加者に対し本覚書を終了させる意図を書面で通達することによって終了させない限り、連続する同等の期間、自動的に更新される。本覚書は、両参加者が署名した相互の書面による同意により、いつでも修正することができる。
8. 両参加者は、それぞれの国の法令及び両国が締結している国際協定に従って、本覚書に関連する知的財産権を十分に尊重する。
 - 8-1 それぞれの参加者は、他方の参加者に対し提供した自身の標章、情報及び報告書に対する権利を保全する。
 - 8-2 本覚書は、それぞれの参加者の既存の知的財産権に影響を及ぼさない。
9. 本覚書のいかなる変更も、書面によるものであり両参加者又はこれに代わるものによって署名されたものでない限り、公式なものとならない。
10. 本覚書によって得られた情報は、両参加者によって本覚書の目的のためにのみ使用され、両参加者によって厳重に秘密のものとして取り扱われる。本覚書に基づく協力活動に関する情報は、事前の書面による両参加者の相互の同意なしに、他の機関に開示してはならない。
11. 前項は、開示の時点で既に一般に知られている情報又はそれぞれの国において法令により開示が義務付けられている情報には、適用しない。
12. それぞれの参加者は、両参加者が書面で同意した場合を除き、本覚書の実施期間の間に他方の参加者によって受領され若しくは他方の参加者に対して提供された又は本覚書の実施若しくは本覚書に従って作成されたその他の取決めの実施の結果として得られた文書、情報及びその他の形式のデータの秘密性を遵守する。
13. 本覚書は、それぞれの参加者に対し、法的、契約上又は財政上の権利又は義務を生じさせるものではない。

2023年7月17日にアラブ首長国連邦のアブダビで、日本語、アラビア語及び英語によりそれぞれ2通の原本に署名され、全ての文書は同等の価値を有する。解釈に相違がある場合は、英語の本文による。

斉藤鉄夫
日本国国土交通大臣

アブドゥラー・ビン・トゥーク・アル・マッリ
アラブ首長国連邦経済大臣